

長与町庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置事業に係る公募型プロポーザル評価基準

1 評価項目及び評価内容について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目	評価内容		配点
業務履行能力	経営状況	申込事業者の経営基盤は安定し、経営状況に問題はないか。	5
	業務履行実績	国や地方公共団体での同様の業務履行実績は十分であるか。	5
システム等の仕様	システム等の利便性	案内表示など町民にわかりやすいものであるか。また、案内に十分な音響その他の設備が整えられているか。	10
	システム等の機能性	機器操作、設定変更など職員が容易にできるものであり、かつ、事務効率化に寄与するものであるか。	10
	広告表示・行政情報	広告の募集、作成等について長与町広告掲載要綱（令和3年要綱第22号）を遵守し、表示の見やすさに配慮したものであるか。	5
	施工方法	落下、転倒等の安全対策を十分に講じるとともに、使用材料は環境に配慮したものとなっているか。	5
業務履行体制	スケジュール	運用開始までにシステム等の設置、職員研修等が十分に行えるスケジュールであるか。	5
	実施体制	業務に必要な知識・経験を有する人員が適切に配置されているか。また、町その他関係者との協議体制は適切に整備されているか。	5
	研修体制	円滑に新システムの運用が開始できるよう、職員に対する操作研修の内容は十分であるか。	5
保守体制	平時	保守が適切に行われるか。また、固定した連絡窓口があり、町の執務時間内において、常に連絡可能な体制が整備されているか。	10
	緊急時	速やかにシステムトラブル等の事故に対応できる窓口があるか。また、担当者の到着も可能であるか、又はそれに相当する代替案が示されているか。	10
事業者提案	サービス向上	仕様書中の機能等に定めのない事項について、特筆すべき有益な提案があるか。	10
費用面	保守・維持管理費	システム等の設置に要する費用、その後の保守点検及び維持管理に要する経費（消耗品費を含む。）について、町側に負担のないものとなっているか。	5
	広告掲載料	10点×（申込事業者の提案額）÷（申込事業者のうち最も高い提案額）で評価（少数点第1位四捨五入）	10

2 評価の方法について

- ① 各審査委員は上記の評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- ② 各審査委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たない提案者は選外とする。
- ③ 各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。ただし、評価点が同点の場合は納付金の金額が高い者を受託候補者とする。
- ④ 提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。